

旅券の更新に関する通知メールの配信開始について

○在留邦人の皆様が余裕を持って旅券の更新が行えるよう、9月13日（土）（日本時間）から、在留届を提出されている方に対し、旅券の有効期間の満了日が近付いてきた際に通知メールを配信するサービスを新たに開始します。

○通知メールを配信するタイミングは、有効期間満了日の365日前、180日前、90日前、60日前です。

○同居家族として届け出ている方の旅券の有効期間満了日が近付いてきた際には、本人及び在留届の筆頭者にメールを配信します。

○ミャンマーは、入国時に旅券の有効期間が6か月以上残っていることが求められますので、ご注意ください。

○9月13日のサービス開始までに、以下についてご確認くださいませようお願いします。

1 在留届の旅券の登録状況の確認

在留届に旅券の有効期間満了日が登録されていない場合には、通知メールの配信ができません。9月13日までに、家族の分を含め、在留届に旅券の有効期間満了日を登録ください。

また、この機会に、在留届に登録されている旅券番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているか確認いただきますようお願いします。

2 書面で在留届を提出された方

書面で在留届を提出された方は、ご自身で旅券番号の修正や有効期間満了日の登録ができませんので、当館までご連絡いただくか、新たにオンラインで在留届を提出してください。

オンラインで在留届を提出いただくと、旅券や証明に関する手続きをオンラインで行うことができますので、これを機会にぜひオンライン在留届への切替えを検討ください。

なお、既に書面で在留届を提出された方が新たにオンラインで在留届を提出した場合には、書面の在留届の受付日を新たなオンライン在留届に転記することができます。受付日の転記を希望される方は、当館領事班のメールアドレス（ryoji@yn.mofa.go.jp）まで連絡ください。

オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

3 旅券情報の自動更新についてのお知らせ

旅券を新たに取得された場合には、在留届の旅券番号及び有効期間満了日が自動的に更新されます。

ただし、誤った旅券番号が登録されていると自動更新されないのでご注意ください。

4 旅券更新の早期申請のお願い

現在、旅券の申請から交付までには、最大1か月程度を要していますが、ミャンマーを含む多くの国では、入国時に旅券の残存有効期間として6か月以上を求めているため、旅行の直前になって残存有効期間が足りないことに気付き、旅券の申請が間に合わないというケースが発生する可能性があります。

ついては、このようなトラブルが起こらぬよう、旅券の更新が可能となる残存有効期間が1年未満となった段階で、速やかに申請することをお薦めします。

なお、旅券の申請から交付までの間は、残存有効期間の範囲で、お手元の現有旅券をそのままご利用いただけます。